

新たな措置

- ①企業等の受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和
(10日待機→3日待機+7日行動管理)
- ②外国人の新規入国制限の緩和
(短期ビジネス滞在、長期滞在の新規入国を許可)

日本人の帰国者・
外国人の再入国者

受入責任者の管理の下で
新規入国を認める
外国人
(短期ビジネス・長期滞在)

- 受入責任者が管理
- ワクチン接種済
- ビジネス往来等
- 非指定国・3日指定国発

左記以外

- 受入責任者が管理
- ワクチン接種済
- 短期ビジネス等
- 非指定国・3日指定国発

左記以外

新たな措置①の対象

入国後3日待機
+ 7日行動管理

現行の措置の対象

入国後14日間待機
(一部のワクチン接種済者は10日間)

新たな措置①+②の対象

入国後3日待機
+ 7日行動管理

新たな措置②の対象

入国後14日間待機
(一部のワクチン接種済者は10日間)

➡ 4ページへ

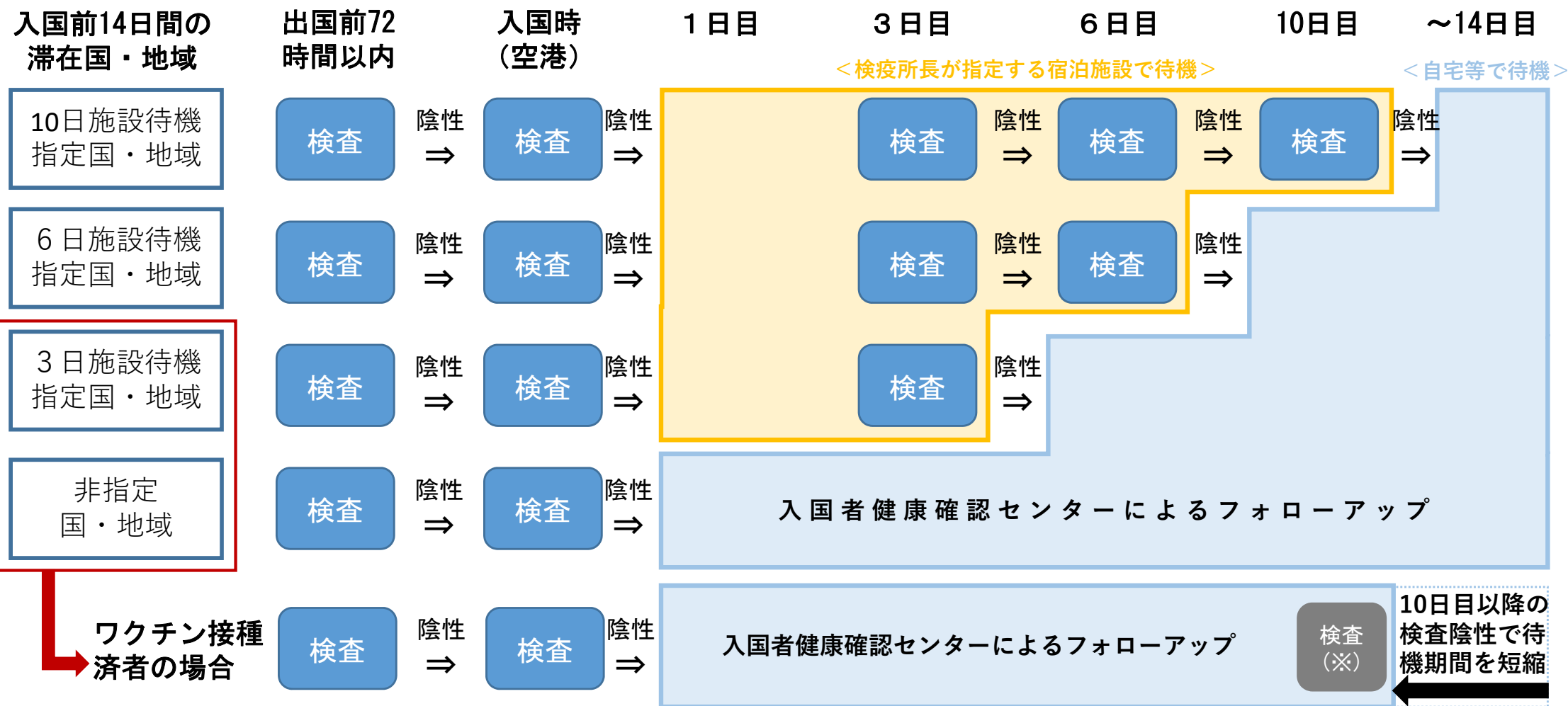
➡ 2ページへ

➡ 7ページへ

➡ 10ページへ

現行の水際措置（受入責任者による管理不要）

- ① 滞在国のリスクに応じて、検疫所長が指定する宿泊施設での待機や検査を追加実施。
- ② 陰性が確認され自宅等での待機に入った後は、入国後14日目までフォローアップを実施。
- ③ **ワクチン接種者（6日・10日待機指定国からの者を除く）**には、**検疫所長が指定する宿泊施設や自宅等での待機期間、フォローアップの期間を一部短縮。**

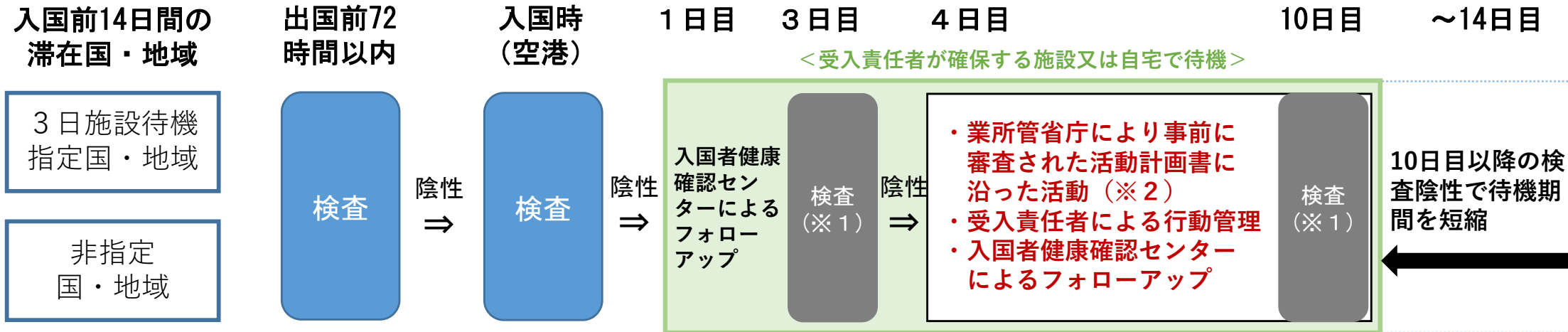


※検査はPCR検査又は抗原定量検査。結果が出るまでに数日要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検ください。

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和有り）

- ①～③のいずれも満たす入国者は、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和することができます。
- ① 日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者である
 - ② 入国日前14日以内に10日施設待機指定国・地域又は6日施設待機指定国・地域での滞在歴がない
 - ③ ワクチン接種済者である

<入国後の待機解除までの流れ（最短スケジュールの場合）>



<行動制限の緩和措置により認められる活動>

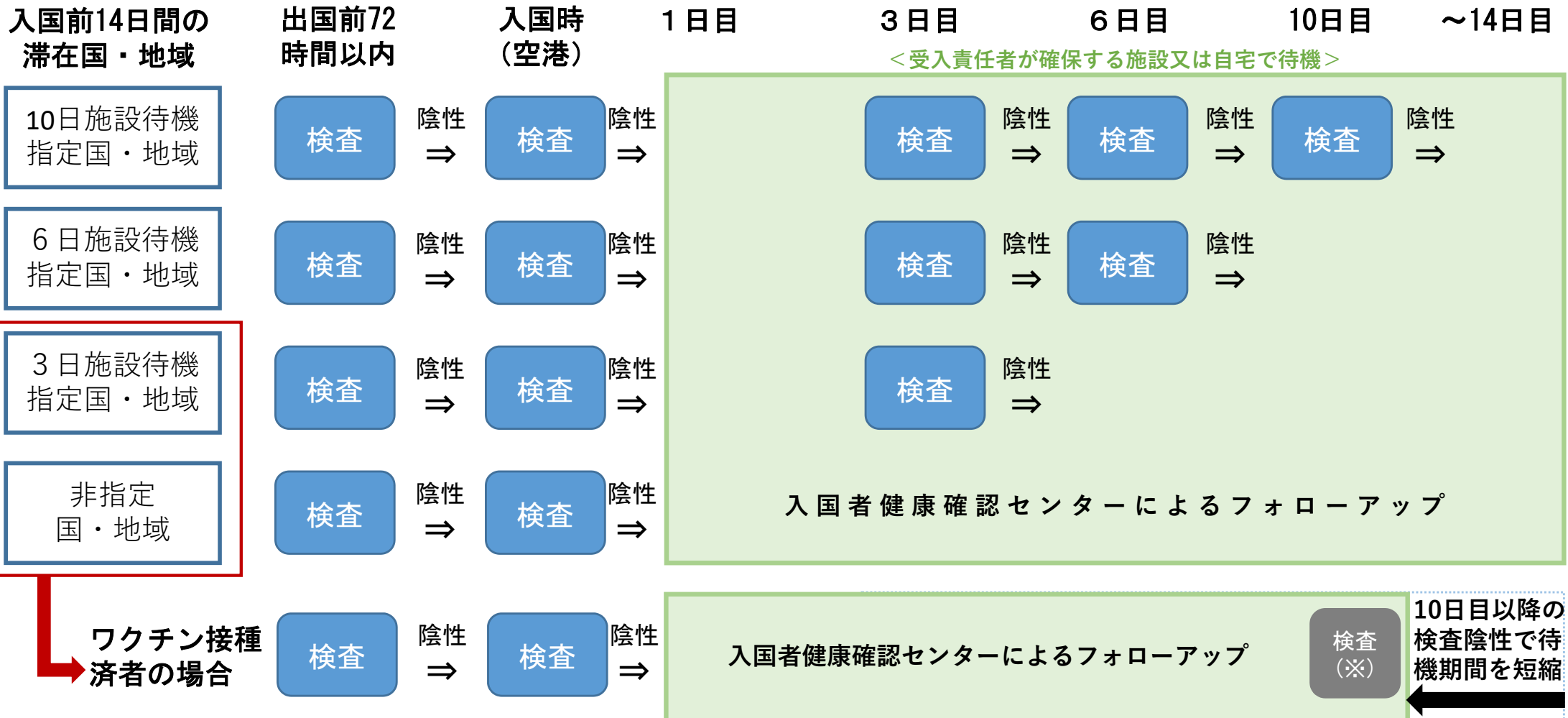
※1 検査はPCR検査又は抗原定量検査。結果が出るまでに数日要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検ください。
 ※2 行動制限の緩和措置により可能となるのは、活動計画書に沿った活動であり、自由行動ができるわけではありません。

| 活動の種類 | 組み合わせる措置 |
|-------------|--|
| 公共交通機関での移動 | <ul style="list-style-type: none"> 国内線の航空機、鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）、バス（座席指定ができるものに限る。）、旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）、タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）のいずれかを事前予約して利用 直前の検査、飲食は必要最小限（水分補給を行う場合は会話をしない、食事をとる必要がある場合は黙食、飲酒は控える）等 |
| 集会・イベントへの参加 | <ul style="list-style-type: none"> 直前の検査 飲食を伴う場合は、主催者等の定めるルールに従う |
| 飲食店の利用・会食 | <ul style="list-style-type: none"> 直前の検査、第三者認証店を利用、原則個室で実施、飲酒は必要最小限 国内在住者との会食については、参加者全員の会食後10日間の健康観察（体温や症状の有無等） |
| 仕事・研修 | <ul style="list-style-type: none"> 他者との身体的接触を伴う活動や実習等は不可 距離の確保、換気を含む感染防止策の実施 |

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和無し）

- 入国後の待機期間中の行動制限緩和の対象とならない外国人であっても、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は長期間の滞在の者については、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、新規入国することができます。

<入国後の待機解除までの流れ>



※検査はPCR検査又は抗原定量検査。結果が出るまでに数日要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検ください。